

令和7年3月28日

(一社) 日本電設工業協会 事務局

各位

令和7年3月27日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【国交省建設業課】改正建設業法説明会の動画掲載

(周知依頼文より抜粋)

建設業者団体 各位

(Bcc でお送りしております)

お世話になっております。国交省建設業課です。

改正建設業法説明会の動画掲載等について以下お知らせいたします。

(1) アーカイブ動画について

昨年12月19日に開催された、改正建設業法説明会（東京会場）について、国交省による「改正建設業法」の解説部分のアーカイブ動画を公開いたしました。
当日ご参加いただいた方の復習用として、また、見逃された方もぜひご覧ください。

【発注者向け】 <https://www.youtube.com/watch?v=J5jC2dRomil&t=3334s>

【建設業者向け】 <https://www.youtube.com/watch?v=hiAc8V5bg9g&t=11s>

※企業事例やQ&Aセッションに関しては、動画公開の予定はございません。

(2) リーフレットについて

改正建設業法における「適正な価格転嫁」や、フリーランス法、適正工期の設定についてまとめたリーフレットを3部作成いたしました。ぜひご活用ください。

1. 改正建設業法について 資材高騰でお困りのあなたへ
2. フリーランス・事業者間取引適正化等法 一人親方等との取引に関する新しい法律のお知らせ
3. 適正工期確保 Guide book ～建設業の生産性向上と長時間労働是正～

よろしくお願いいたします。

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



資材高騰でお困りのあなたへ

近年の資材価格高騰への対応として、改正建設業法により価格転嫁に関するルールが設けられました。注文者と受注者が協力し、適正な取引を進め、持続可能な建設業を実現することが重要です。本紙では、価格転嫁に向けた法改正の趣旨とポイントを解説します。



担い手3法の改正ポイント

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革・生産性向上	労働時間の適正化 現場管理の効率化

本資料はこのポイントについて説明します



改正法の概要

資材高騰への対応

近年の資材価格高騰(図1)は、建設業界に大きな影響を与えているところ、建設業者向けのアンケートでは、物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は半数程度に留まっています(図2)。加えて、資材価格等の高騰の影響を受け、注文者と契約変更協議を行っても、全て契約変更が行われるのは2割程度となっています(図3)。

改正法では、資材高騰が生じた際の契約変更協議に関する条項を契約書に明記するよう義務化するとともに、受注者が契約締結前に通知した情報に従って契約変更を申し出た場合、注文者が誠実に協議に応じる努力義務を課しています。

工事の注文者と受注者はパートナーであり、適正な価格転嫁を進めることが、建設業界全体の持続可能性を支える鍵となります。

◎資材高騰に伴う請負代金の変更方法を契約書に明記

資材価格の変動による請負代金の「変更方法」を契約書に法定記載事項として明確化しました。

◎資材高騰のおそれを受注者が注文者に通知する義務

資材価格高騰の可能性がある場合、受注者は注文者に通知する義務があります(「おそれ情報」の通知)。

◎契約変更協議の誠実対応義務

おそれ情報に沿った契約変更協議に対して注文者が誠実に対応する努力義務が課されました。

これらの内容により、受発注者間のパートナーシップに基づく変更協議の円滑化が促され、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁に繋がります。

図1 資材費の高騰(指数)^{※1}

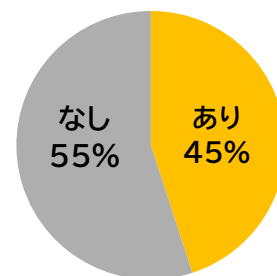


※1 基準年である2015年=100とした指数

※2 1~10月の平均

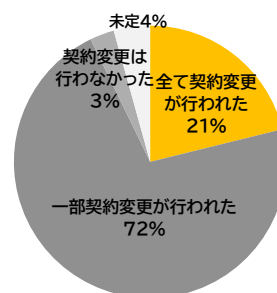
(出典)一般財団法人建設物価調査会「建設資材物価指数」

図2 契約変更条項の記載の現状



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

図3 契約変更協議に関する状況



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

新ルールの詳細

1. 今回の改正事項(価格転嫁関係)

改正建設業法では、資材価格の高騰や労務の供給不足等が発生した際に、請負代金・工期を適正に変更するためのルールが新たに設けられました。以下に主な改正内容を示します。

◎契約前のルール

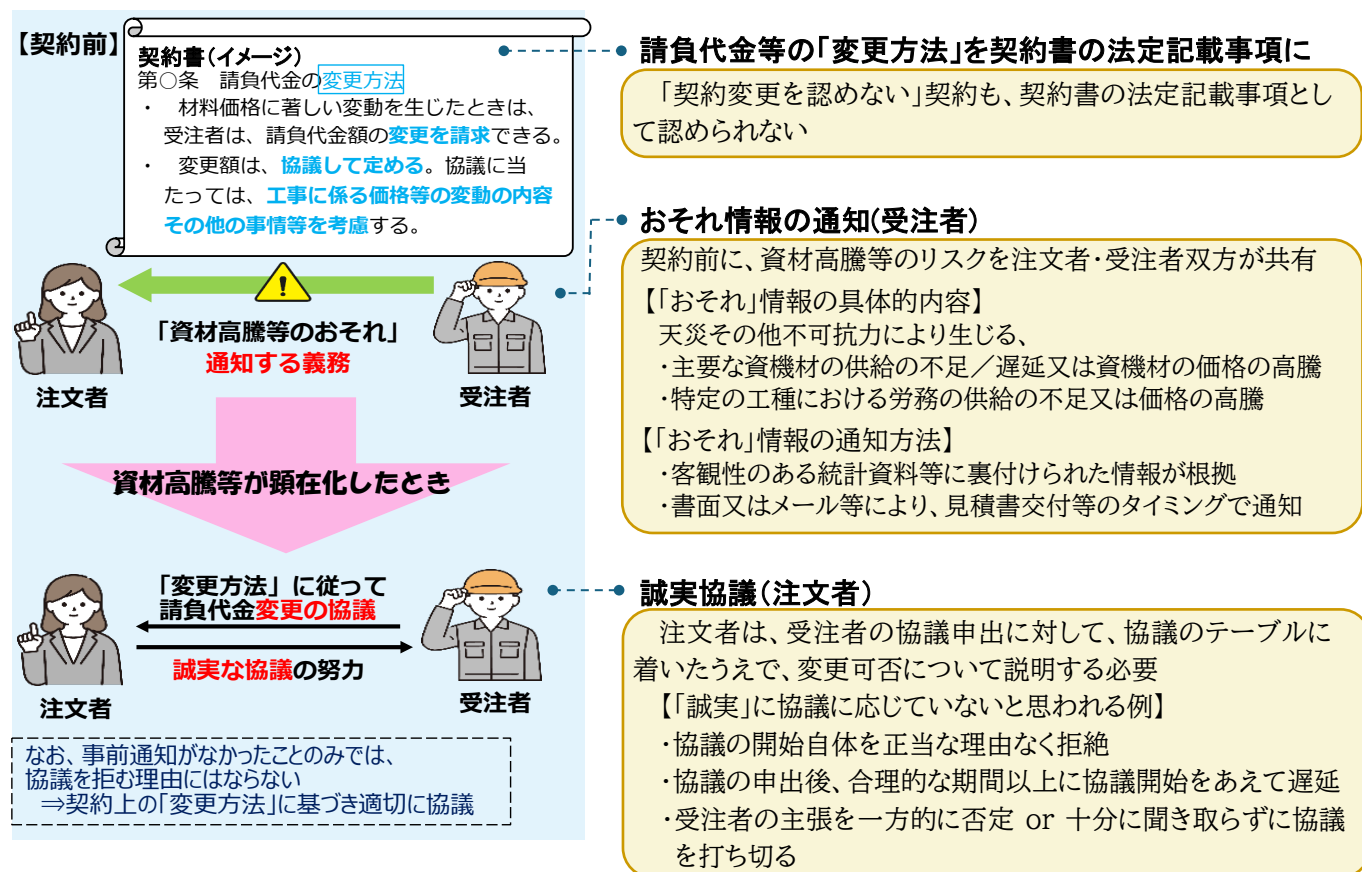
- ▷資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
- ▷受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

◎資材高騰等が顕在化した場合<契約後のルール>

- ▷契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議でき、注文者は誠実に協議に応ずる努力義務(公共発注者は、協議に応じる義務)。

2. 価格転嫁協議の円滑化ルールの詳細

令和6年12月からの施行に併せて公表した建設業法令遵守ガイドラインでは、新ルールについての留意点がとりまとめられています。



改正法の詳しい情報はコチラからご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00033.html



 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

Tel: 03-5253-8111(内線 24-756) / 03-5253-8277(直通)

Fax: 03-5253-1553

一人親方等との取引に関する 新しい法律のお知らせ



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024 年 11 月 1 日に施行されました。この法律は、フリーランス(一人親方など)が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスと取引先企業(事業者)などの発注事業者の間の取引の適正化及び②フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とするものです。

法律の概要

発注事業者※1からフリーランス※2への「請負契約」(事業者間取引)において、次のような義務が生じます。

※1 「発注事業者」…一人親方や BIM オペレーターといったフリーランスと取引を行う企業や法人、または個人の事業主で、従業員を使用する事業者が対象。

※2 「フリーランス」…個人の事業主であり、従業員を雇用していない人が対象。「従業員を使用している」「消費者(個人の施主)を相手に取引をしている」場合は、該当しません。

◎取引条件の明示

契約内容として、業務内容、報酬額、支払期日、作業場所、契約期間などを明記し、契約書や書面(電子記録を含む)でフリーランスと共有する必要があります。

◎報酬支払いの規定

フリーランスへの報酬は、物品の受領や役務の提供を受ける日から数えて 60 日以内のできるだけ早い日に支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う必要があります。

◎不当行為の禁止

1か月以上の業務委託において、報酬の減額、受領拒否、返品、購入の強制、不当な変更指示など、フリーランスに不当な不利益を与える行為は禁止されています。

◎育児・介護等への配慮

6か月以上の業務委託において、フリーランスからの申出があった場合、育児や介護と両立できるよう納期や作業時間の調整について配慮を行う必要があります。

◎ハラスメント防止

フリーランスに対するセクハラ、パワハラ等を防ぐため、相談窓口の設置や社内体制の整備が求められます。

建設企業では、フリーランス(一人親方など)に対する取り組みが遅れています。



フリーランス新法の周知

～法律の内容を知らない割合～



取引条件の明示

～取引条件を示さなかった割合～



報酬の支払い規定

～報酬を減額されたことがある割合～



ハラスメント対策の遅れ

～ハラスメント相談窓口がないか、設置されていた業務契約の方が少なかった割合～



フリーランス取引の状況についての実態調査
(R6.10.18 公正取引委員会、厚生労働省)

詳しくは次頁をご覧ください



国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

Tel: 03-5253-8111(内線 24-756) / 03-5253-8277(直通)

Fax: 03-5253-1553

適正工期確保 GUIDE BOOK

～ 建設業の生産性向上と長時間労働是正 ～

長時間労働の
解消に期待!

“働き方”を変える

担い手確保に
繋がるかも

休みのとれる
工期設定を



令和6年6月～ 改正建設業法が成立

持続可能な建設業界のために

～建設工事における適正工期の重要性～



適正な工期は、働きやすい環境と高い施工品質を保つためにとても大切です。
建設業界全体で適正な工期を確保し、持続可能な発展を目指しましょう。

●工期に関する現状

建設工事では、工期が競争材料とされることがあり、結果として無理な工期で契約が締結されることがあります。2023年度の調査では、3割もの企業が「短期間」で工事を請け負っているとの結果が出ています<図1>。

●不適正な工期が与える影響

不適正な工期は、長時間労働を常態化させ、週休 2 日の定着を妨げる原因となります<図2>。これにより、若年労働者の獲得競争においても不利な状況が生まれます。また、労働者の健康被害や事故のリスクが高まり、施工品質の低下にもつながります。

また、「社会資本の担い手・地域の守り手」としての建設業の役割を将来にわたって果たし続けていくためにも、担い手の確保に向けて不適正な工期を是正し、働きやすい労働環境を実現していくことが重要です。

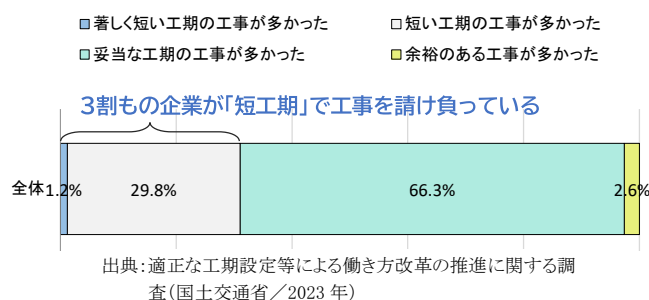
●適正工期確保に向けた国の施策

こうした課題を改善するために、国は制度改革を進めています。2024年4月から、時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されました(労働基準法)。

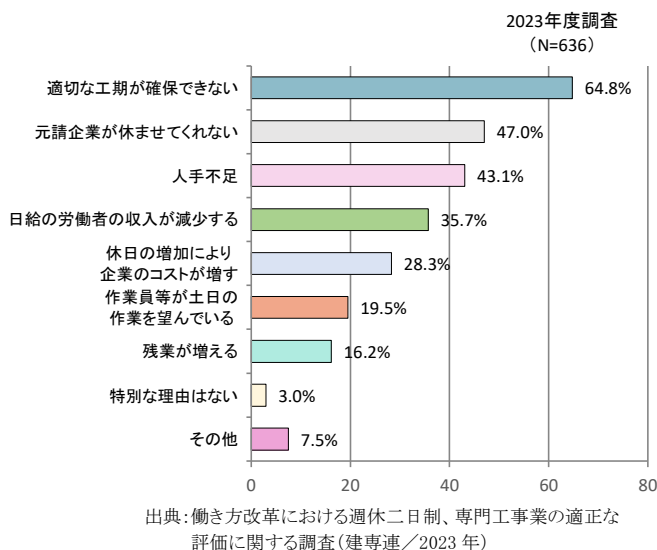
また、改正建設業法により、著しく短い工期による工事請負契約の締結を、発注者だけでなく、受注者にも禁止することで、適正な工期の設定を進めております。

本冊子では、これらの施策の一部を紹介しています。建設業界全体の働き方改革と持続可能な発展を目指し、皆様の理解と協力をお願いします。

<図1>受注した工事の工期について



<図2> 週休2日制を導入できない理由



●工期にかかわる法令改正の要点



！ 時間外労働の上限規制の適用（2024年4月～） 労働基準法の改正

2024年4月から、建設業にも36協定で定める時間外労働の上限規制が適用されました。これにより、原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働はできなくなりました。

● 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。なお、月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。

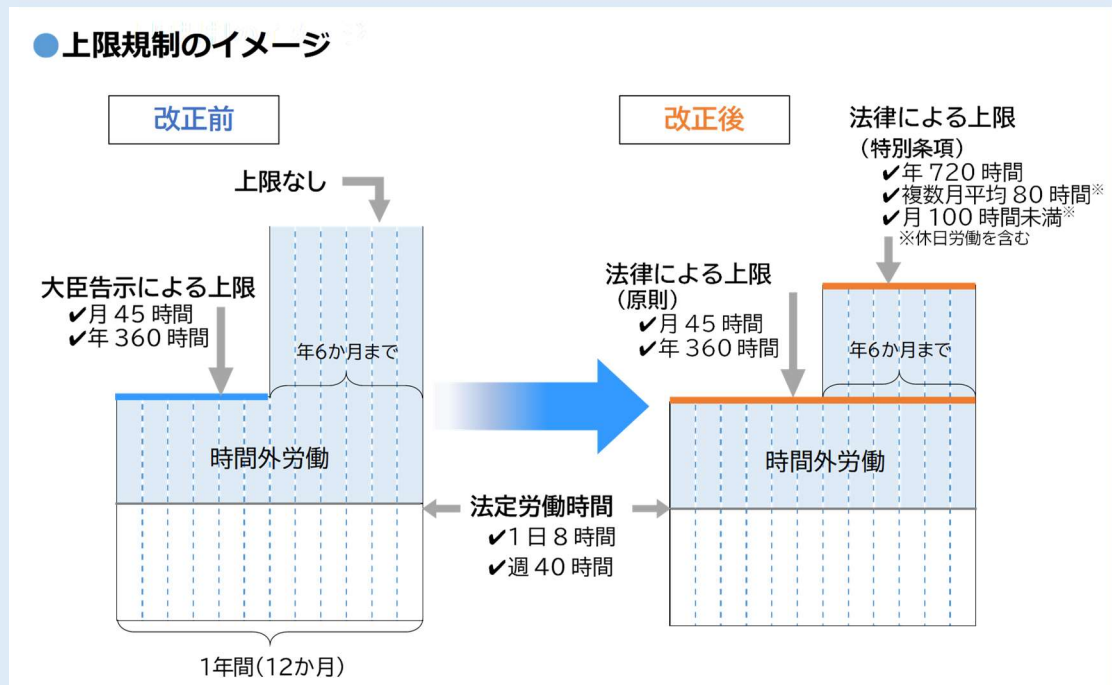
① 時間外労働年 720 時間以内

② 時間外労働 + 休日労働の合計月 100 時間未満、2～6 か月平均がそれぞれ 80 時間以内

● 災害の復旧・復興事業の場合、当分は上記②の規定は適用されません。（①は適用されます）

● 上記に違反した場合は、刑罰が科されることがあります。

● 上限規制のイメージ



！ 著しく短い工期の禁止 建設業法の改正

2024年6月に成立した改正建設業法において、建設業者は、通常必要と認められる期間に比べて「著しく短い」期間を工期とする請負契約を締結してはならないことが規定されました※(改正後の建設業法第19条の5)。注文者だけでなく受注者にも「著しく短い工期」が禁止され、工期ダンピングへの対策が一層進められています。

※当該規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

！ 中央建設業審議会「工期に関する基準」(改定)

建設業法に基づき、2020年7月に中央建設業審議会が作成・勧告した基準で、工期の適正化を進めるため、工期に関する基本的な考え方や、工程別・分野別に考慮すべき事項が示されています。時間外労働規制の適用に合わせて、規制の遵守の徹底を図るため、2024年3月に改定されました。

本冊子では、この「工期に関する基準」の概要をご紹介します。

工期に関する受発注者の責務

「工期に関する基準」では、適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者にそれぞれの責務が定められています。受発注者間のパートナーシップ構築が、各々の事業継続上で重要になります。



▶ 発注者の責務

発注者※は、受注者やその下請負人において、その労働者一人ひとりの長時間労働の是正、週休2日の確保などを実現できるよう、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意する必要があります。

具体的には、発注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する必要があります。

※下請契約における注文者も同様



▶ 受注者の責務

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で適正な工期で請負契約を締結する必要があります。

そのため、建設工事の適正な工期見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（「工期のダンピング」）は行ってはなりません。また、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める必要があります。



工期の設定において考慮すべき事項

工期は、さまざまな施工条件にもとづいて設定されます。「工期に関する基準」では、工期を検討する際に考慮すべき条件や事項を3つに区分しています。



1 工期全般にわたって考慮すべき事項

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日・(法定外)労働時間、現場の状況に伴う制約条件、関係者間の調整や行政への申請など、工期に影響を与える様々な要素を考慮する必要があります。(具体的な事項例→P6)

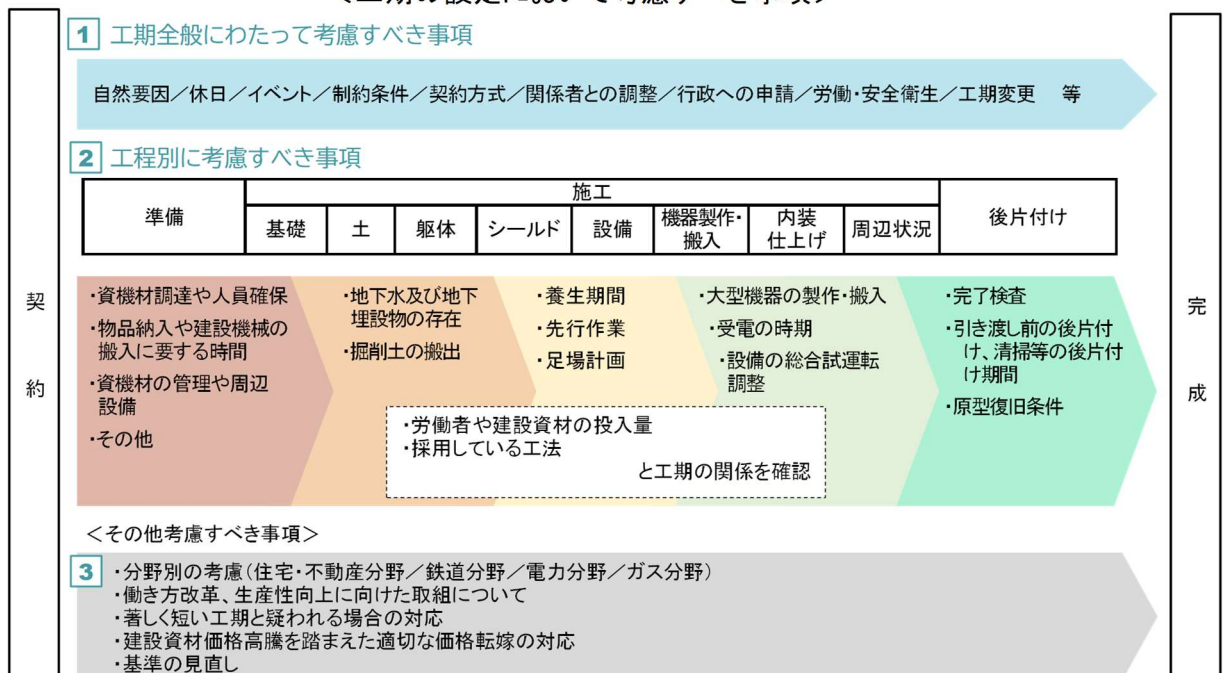
2 工程別に考慮すべき事項

工期は大きく準備・施工・後片付けの3段階に分けられます。準備では物品の納入、建設機械の搬入などの資機材調達や、人員確保等に要する時間を、施工では工程ごとの特徴・進捗管理等を、後片付けでは完了検査や原形復旧、清掃に必要な時間等を見込んでおかなければなりません。(具体的な事項例→P7)

3 分野別に考慮すべき事項

民間発注の建設工事では、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野が大きな割合を占めています。これらの分野については、各工事の特性を理解し、受発注者間及び元請・下請間において適切に協議し合意を図ったうえで、適正な工期を設定する必要があります。

<工期の設定において考慮すべき事項>



※特に設計変更が行われる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

適切な工期設定のためのチェックリスト

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	猛暑日(夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整 ※2	地元住民や地元団体(農業、漁業組合等)、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定(勤務間インターバル制度の導入等)	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
 ×:条件が明示できず、工期に未反映 ー:当該工事で対象外

工期変更の実例

「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より

- ※1・連続降雨の影響で、月稼働率が著しく低下したことによる工期の変更
 - ・猛暑日の連続による工期の変更
 - ・積雪の影響による工期の変更
- ※2・警察協議の結果、昼間施工から夜間施工に変更となったことによる工期の変更
 - ・用地確保の遅延による工期の変更
 - ・許認可申請の許可遅れによる工期の変更
 - ・電柱の移転手続きの遅れによる工期の変更

- ※3・工程がずれ、確保していた人材が他工事に流れ、人手不足が生じたことによる工期の変更
 - ・半導体不足から設備機器の納入遅延や、杭長変更に伴う杭の納入待ちによる工期の変更
 - ・仕様の変更や仕上げ材の決定の遅れで、資材の納期が遅延したことによる工期の変更
- ※4 <基礎工事、土工事>
 - ・杭の支持層が想定された場所になく、仕様・施工の見直しによる工期の変更
 - ・土質試験の結果、支持力不足が判明したため、地盤改良工事の追加による工期の変更



2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間(物品納入や建設機械の搬入に要する時間)	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
施工 ※4、5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
後片付け	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

- ・杭工事時に既存杭が残っている事が判明したため、撤去工事の追加による工期の変更

※5 <仕上、塗装、設備工事>

- ・前工程(左官・塗装)が遅れた影響で、防水工事の開始時期の遅れによる工期の変更
- ・前工事の遅延が仕上工事へ影響したことによる工期の変更
- ・建築工程の大幅な遅れに伴い、電気配線工事の工期の変更

その他の事例

- ・設計書と現況の違いに対する、数量や工法の変更による工期の変更

- ・設計の不備や仕様の変更等に対する質問回答の遅れによる工期の変更
- ・躯体との離隔の調整により、設計見直しによる工期の変更



最新データから見る適正工期

～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より～

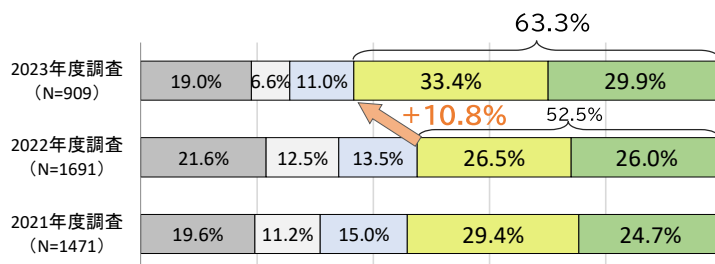
2023年度の調査では、民間工事の工期設定における様々な実態が明らかとなりました。

工期設定で「注文者との協議を通し、要望が受け入れられた」が10ポイント増

工期設定の際、「注文者と協議を行い、要望も受け入れられることが多い」「注文者と協議を行い、要望も受け入れられることは少なくない」と回答した建設企業は、前年調査より約10ポイント増加しました(63.3%)。

①工期の設定方法

- 注文者の意向を優先し協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議は依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少なくない
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

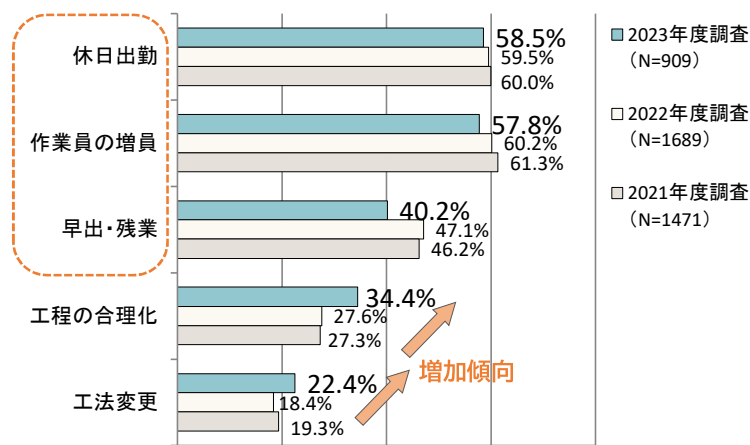


「工程の合理化」や「工法変更」が増加傾向

工期不足への対応策としては、「休日出勤(58.5%)」、「作業員の増員(57.8%)」、「早出・残業(40.2%)」が3年連続で上位を占めました。

一方で「工程の合理化(34.4%、前年度比6.8ポイント増)」、「工法変更(22.4%、前年度比4.0ポイント増)」など、作業効率化による対応も年々増加傾向にあります。

②工期不足に対応するために実施したこと(一部抜粋)

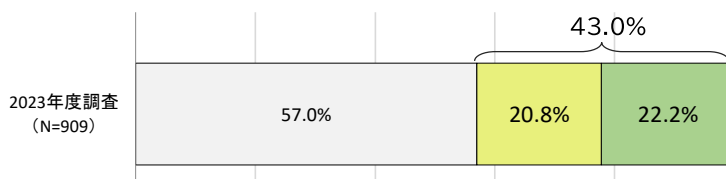


工程に影響を与える条件が契約協議時に明示されなかった工事が全体の4割を占める

「(工期の)提案時、適切に明示されていない工事が多かったがそのまま締結した(20.8%)」、「提案時、適切に明示されていない工事があったが、協議を行い明示してもらった(22.2%)」など、契約協議時に適切に条件を明示されなかった工事が全体の4割を占めています。

③契約において工程に影響を与える条件の明示状況

- 提案時から適切に明示されていた工事が多かった
- 提案時、適切に明示されていない工事が多かったがそのまま締結した
- 提案時、適切に明示されていない工事があったが、協議を行い明示してもらった

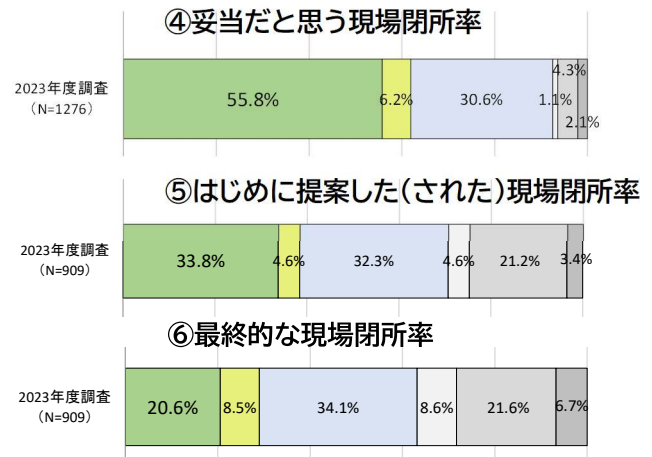




4週8閉所を実際に導入できている企業は2割

妥当だと思う現場閉所率は「4週8閉所」(55.8%)が最多でしたが、実際の最終的な現場閉所率は「4週6閉所」(34.1%)が最も多くなりました。また、はじめに提案した(された)現場閉所率は、33.8%が「4週8閉所」としているのに対し、実際の現場閉所率を「4週8閉所」と回答したのは20.6%にとどまっており、引き続き工期の適正化が求められます。

■ 4週8閉所 ■ 4週7閉所 ■ 4週6閉所 ■ 4週5閉所 ■ 4週4閉所 ■ 4週4閉所未満



適正工期には発注者の理解が依然として重要

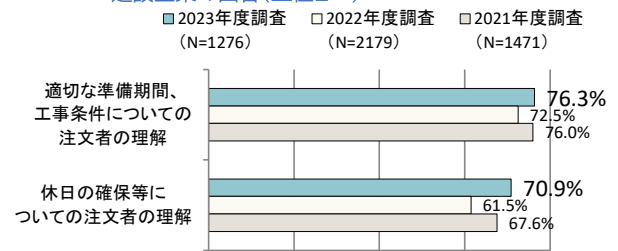
建設企業が考える適正工期の確保に向けて必要なこととして、「適切な準備期間、工事条件についての注文者の理解」、「休日確保等についての注文者の理解」が上位を占めました。

また発注者(施主)においても、適正工期を確保するために有効な方法として、発注者の77.1%が「発注者の施工に関する理解」を挙げています。

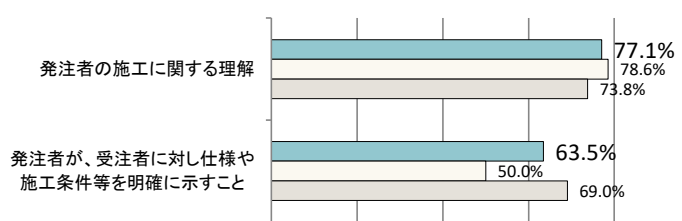
適正工期を実現するためには、注文者の理解促進が依然として求められています。

⑦適正な工期設定のために必要だと思うこと

《建設企業の回答(上位2つ)》



《発注者の回答(上位2つ)》



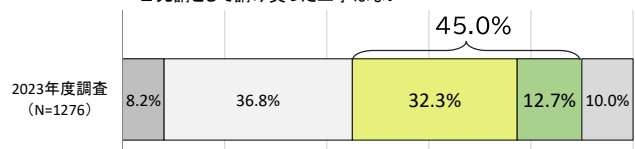
契約変更条項が「ない」場合が約5割。変更協議を行っても受け入れられない場合が多い

物価等の高騰に関する契約変更条項が「ほとんどない」「全てない」が全体の約5割を占めました。

物価等の高騰で工事に影響が出た場合、4割以上の企業が「(注文者に)協議は依頼しない」「協議依頼しても応じてもらえない」と回答しており、また協議できたとしても、「全て契約変更が行われた」のは全体の約2割に留まりました。

⑧物価等の高騰に関する条項の有無

■ 全て物価等の変更に係る契約変更条項はあった
 □ おおむね物価等の変更に係る契約変更条項はあった
 ■ ほとんど物価等の変更に係る契約変更条項はなかった
 ■ 全て物価等の変更に係る契約変更条項はなかった
 □ 元請として請け負った工事はない



⑨契約変更協議後の契約変更状況

■ 全て契約変更が行われた
 □ 一部契約変更が行われた
 □ 契約変更は行わなかった
 □ 注文者の申し出中のため、契約変更されるか未定である



相談窓口・参考サイト

適正な工期設定の実現に向けて、国土交通省では様々なサポートを実施しています。

工期設定に関する国の指針・基準



建設業法令遵守ガイドライン

元請負人と下請負人との対等な関係の構築および公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的に、建設業法に違反する行為を記したガイドラインです。

- ▶「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第6版)」
- ▶「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン(第10版)」



工期に関する基準

2020年7月の中央建設業審議会の審議に基づき、適正な工期の設定や見積りにあたり受発注者が考慮すべき事項を工程別、産業分野別などに整理して示しています。また本基準は、時間外労働の上限規制の遵守の徹底を図るため、2024年3月に改定されました。

事例集

適正な工期設定の実現につながる優良事例をまとめています。



建設業における働き方改革推進のための事例集<建設企業>



工期に関する基準(参考事例集)<発注者・建設企業>

相談・お問合せ窓口



駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)…法令違反に関する情報受付窓口です。



建設業フォローアップ相談ダイヤル…建設業に関する様々な相談を受け付けています。

各情報には、国交省ホームページに設置された検索ボックスからアクセスして頂くことができます。また直接関係ページへリンクを記載したポータルページも開設していますのでご利用下さい。

<https://www.ari.co.jp/kouki/link.html>

工期に関する基準



MEMO



国土交通省 不動産・建設経済局建設業課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館

TEL:03-5253-8111(代表)

2024 年 11 月発行